

双葉俳壇一一九六回句集【岩城】

剪り惜しむ水仙眺め鉄置く
海渡る逞しきかな雪中花
水仙のすつくと伸びる通学路
初暦挨拶終えてひとめくり
初暦こころ育む詩のあり

上島町奨学金貸付制度のお知らせ

高等学校・高等専門学校・大学(短期大学含む)に経済的な理由で進学が難しい人に、学資の一部を無利子で貸し付ける制度です。*

- 奨学金を借りるための資格
①上島町に居住している者の子弟または被扶養者であること
②学業成績が良好で進学意欲が旺盛であること
③心身ともに堅実であること
④経済的理由で進学が困難であること
貸付の額
○高等学校・高専生…月額3万円
○大学生…月額5万円
申請期間 3月1日～4月10日
申請書類等
①奨学金貸付申請書(保証人2名)、②学校長の意見書、③学業成績証明書(最終2年間)、④医師の健康診断書、⑤在学証明書(入学後)、⑥住民票の写し(家族全員)、⑦令和7年度(令和6年分)の所得証明書
償還方法 貸付期間満了後、6ヶ月据置き、10年以内に年賦または月賦により償還
問い合わせ
上島町教育委員会 学校教育課 ☎77-2207

せとうち交流館だより

◀メディア室・展示室のご案内▶

〇てまり(てまりグループ)

新着図書 ※入荷次第貸出となりますので、ご了承ください。

Table with columns: 種類, 貸出限度, 貸出期間, タイトル, 著者. Includes book titles like '月白', '果つる底なき', '普天を我が手に 第三部' and 'つかめ! 理科ダマン4'.

愛媛県立図書館の図書を借りることができます。受付までお問合せください。
図書のリクエストを受け付けています。

問い合わせ せとうち交流館
☎77-2252 ☒77-2292

引越しの際は住所の異動手続きを忘れずに

住所の異動届は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。
そのため、身分証明書となる「マイナンバーカード(個人番号カード)」の住所は、最新のものにする必要があります。

◆他の市区町村に転出・転入

①引越し前の市区町村へ「転出届」を提出し「転出証明書」を受け取る※1

②転入した日から14日以内に、引越し先の市区町村へ「転入届」を添えて「転入届」を提出

※1 引越す際に手続が必要な転入届は、マイナンバーを通してオンラインによる提出が可能です。このサービスを利用するにあたり窓口への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。

※マイナンバーカードを通して転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続が必要です。

◆同一の市区町村内で転居

転居した日から14日以内に、お

住まいの市区町村へ「転居届」を提出

●届出窓口・問い合わせ

弓削住 民 課 ☎77-2503
生名 町民生活課 ☎76-3000
岩城 町民生活課 ☎75-2500
魚島 町民生活課 ☎78-0011

「上島町物価高対応子育て応援手当」および「上島町子育て世帯生活応援給付金」のお知らせ

令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策の一環として、物価高の影響を強く受けている子育て世帯に対し、「上島町物価高対応子育て応援手当」を支給します。

また、本町では町独自の施策として「上島町子育て世帯生活応援給付金」を支給します。
※国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

【対象児童】

①令和7年9月分の児童手当支給対象児童(令和7年9月に出生した児童については10月分)

②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

【支給対象者】

①令和7年9月分の児童手当の支給対象児童の児童手当受給者(※令和7年9月に出生した児童に

ついては10月分)

②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の児童手当受給者

③令和7年10月1日から令和8年3月31日に離婚(離婚調停中等も含む)により児童手当の受給者となった者

【支給額】

・上島町物価高対応子育て応援手当「対象児童1人につき2万円(1回限り)

・上島町子育て世帯生活応援給付金「対象児童1人につき2万円(1回限り)

【申請方法】

令和8年2月下旬頃より対象者の方へ案内を郵送していますので、ご確認ください。詳しくは、町ホームページでご確認ください。

●問い合わせ

弓削 住民課 ☎77-2503

「上島町ひとり親世帯臨時特別給付金」のお知らせ

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、町独自の施策として「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給します。

【対象となる方】

令和8年3月支給分の児童扶養手当の支給を受けている方

【支給額】

監護児童1人につき2万円

【申請方法】

申請は不要で、令和8年3月支給時の児童扶養手当を受給している口座に振り込みます。令和8年2月下旬頃より対象者の方へ案内を郵送しますのでご確認ください。詳しくは、町ホームページでご確認ください。

●問い合わせ

弓削 住民課 ☎77-2503

労災職業病無料健康相談会

仕事の原因で体を悪くされた方の無料相談会を開催します。お仕事を辞めていたり、職場が閉鎖されている場合でも相談できます。(個人情報厳守します)

●日時

3月31日(日)13時~15時

●場所

せとうち交流館体験交流室

●その他

お持ちであれば当日ご持参ください

年金記録や雇用保険の記録など職歴が分かるもの

会社での健康診断記録

じん肺・アスベスト(石綿)健康管理手帳など

●問い合わせ

全日本建設交通一般労働組合

愛媛県本部 ☎0899-676-5250